

# 特別養護老人ホーム清谿園 サービス利用料金表

## ◎介護保険（要介護）給付サービス

※自己負担額は、自治体発行による負担割合証に基づきます。

## ●ユニット型介護老人福祉施設サービス費（Ⅰ）

要介護度	給付単位数	1日当りの利用料金	自己負担（1割）	自己負担（2割）
要介護 1	652 単位	6,520 円	652 円	1,304 円
要介護 2	720 単位	7,200 円	720 円	1,440 円
要介護 3	793 単位	7,930 円	793 円	1,586 円
要介護 4	862 単位	8,620 円	862 円	1,724 円
要介護 5	929 単位	9,290 円	929 円	1,858 円

## ●機能訓練に対する加算

	給付単位数	1日当りの利用料金	自己負担（1割）	自己負担（2割）
個別機能訓練加算	12 単位	120 円	12 円	24 円

※機能訓練指導員を1名以上配置。個別機能訓練計画に基づき、マネジメントを実施した方への加算。

## ●職員配置等にかかる加算

	給付単位数	1日当りの利用料金	自己負担（1割）	自己負担（2割）
看護体制加算（Ⅰ）□	4 単位	40 円	4 円	8 円
看護体制加算（Ⅱ）□	8 単位	80 円	8 円	16 円
日常生活継続支援加算Ⅱ	46 単位	460 円	46 円	92 円
夜勤職員配置加算（Ⅱ）□	18 単位	180 円	18 円	36 円

※看護体制加算（Ⅰ）□・・・常勤の看護師を1名以上配置している場合加算。

※看護体制加算（Ⅱ）□・・・看護職員の数が常勤換算方式で入所者の数が25又はその端数を増すごとに1以上であり、配置基準の数に1を加えた数以上である事。  
看護職員により24時間連絡できる体制を確保している場合に加算。

※日常生活継続支援加算Ⅱ・・・直近6ヶ月又は12ヶ月の新規入所者の内、要介護4・5の方が70%以上、または、認知症のある方が65%以上の場合、もしくは医療行為を必要とする方が15%以上入所しており、介護福祉士が常勤換算方式で6：1以上配置している場合に加算。

※夜勤職員配置加算（Ⅱ）□・・・夜勤勤務時間帯に常勤換算方式で、夜勤職員数基準を1名以上上回って配置している場合に加算。

## ●介護職員処遇改善加算（Ⅰ）

※1ヶ月あたりの総単位数に、8.3%を乗じて得た単位数（小数点以下四捨五入）が加算されます。

## ●介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）

※1ヶ月あたりの総単位数に、2.7%を乗じて得た単位数（小数点以下四捨五入）が加算されます。

## ●安全対策体制加算（入所時）

※担当者を定め、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する事で20単位加算されます。

## その他介護給付サービス加算（必要な方のみ）

### ●若年性認知症の方に対する加算

	給付単位数	1日当りの利用料金	自己負担（1割）	自己負担（2割）
若年性認知症受入加算	120 単位	1,200 円	120 円	240 円

※若年性認知症を発症された方の入所の場合。

### ●経口維持に対する加算

	給付単位数	1月当りの利用料金	自己負担（1割）	自己負担（2割）
経口維持加算Ⅰ	400 単位	4,000 円	400 円	800 円
経口維持加算Ⅱ	100 単位	1,000 円	100 円	200 円

※経口で食事が摂取できるものの摂食機能障害を有し、誤嚥が認められるものに対して多職種協働により摂食・嚥下機能に配慮した経口維持計画を作成し、管理を行う場合。

※医師、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士のいずれかが会議等に加わった場合。

### ●経口維持に対する加算

	給付単位数	1日当りの利用料金	自己負担（1割）	自己負担（2割）
経口移行加算（180日が限）	28 単位	280 円	28 円	56 円

※経管により食事を摂取する利用者が経口摂取を進めるために、医師の指示に基づく栄養管理を行う場合。

### ●栄養マネジメントや栄養管理に対する加算

	給付単位数（1日）	1日当りの利用料金	自己負担（1割）	自己負担（2割）
栄養マネジメント強化加算	11 単位	110 円	11 円	22 円
療養食加算	18 単位	180 円	18 円	36 円

※栄養ケア計画に従い規定回数以上食事の観察を行い、食事の調整または栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、情報を活用した場合。

※医師の指示のもと、治療の一環として食事を提供した場合。

### ●機能訓練に対する加算

	給付単位数	1日当りの利用料金	自己負担（1割）	自己負担（2割）
個別機能訓練加算Ⅱ	20 単位	200 円	20 円	40 円

※厚生労働省に情報の提出し情報の活用した場合。

### ●口腔ケアの管理に対する加算

	給付単位数	1月当りの利用料金	自己負担（1割）	自己負担（2割）
口腔衛生管理加算Ⅰ	90 単位	900 円	90 円	180 円
口腔衛生管理加算Ⅱ	110 単位	1,100 円	110 円	220 円

※歯科医師・歯科衛生士が口腔ケアを月2回以上行い技術指導を行った場合。

※口腔機能改善管理指導の情報を厚生労働省に提出し情報を活用した場合。

### ●褥瘡管理に対する加算

	給付単位数	1月当りの利用料金	自己負担（1割）	自己負担（2割）
褥瘡マネジメント加算Ⅰ	3 単位	30 円	3 円	6 円
褥瘡マネジメント加算Ⅱ	13 単位	130 円	13 円	26 円

※褥瘡の発生と関連の強い項目について、定期的な評価を3月に1度厚生労働省に提出し、褥瘡ケア計画を作成した場合。

※施設入所時、サービス利用開始時に評価を行い、発生リスクがあるとされた入所者に褥瘡の発生がない場合。

### ●入院外泊中の費用

	給付単位数	1日当りの利用料金	自己負担（1割）	自己負担（2割）
外泊時費用（月6日程度）	246 単位	2,460 円	246 円	492 円
初期加算 （入所・再入所から30日間）	30 単位	300 円	30 円	60 円

	給付単位数	1月当りの利用料金	自己負担（1割）	自己負担（2割）
科学的介護推進体制加算Ⅰ	40 単位	400 円	40 円	80 円
科学的介護推進体制加算Ⅱ	50 単位	500 円	50 円	100 円

※入所者ごとの心身の状況に関わる基本的な情報を厚生労働省に提出し情報を活用した場合。

※入居者ごとの心身の状況に疾病の状況を加えて厚生労働省に提出し情報を活用した場合。

	給付単位数	1日当りの利用料金	自己負担（1割）	自己負担（2割）
在宅・入所相互利用加算	40 単位	400 円	40 円	80 円

※入所期間3月を限度として在宅入所相互利用をする。

### ●看取りに関する加算

	給付単位数	1日当りの利用料金	自己負担（1割）	自己負担（2割）
看取り介護加算（死亡日）	1,280 単位	12,800 円	1,280 円	2,560 円
看取り介護加算 （死亡日以前2～3日）	680 単位	6,800 円	680 円	1,360 円
看取り介護加算 （死亡日以前4～30日）	144 単位	1,440 円	144 円	288 円
看取り介護加算 （死亡日以前31～45日）	72 単位	720 円	72 円	144 円

### ●介護保険給付外サービス

	ユニット型個室 居住費（1日）	食費（1日）	食費内訳	
1 段 階	820 円	300 円	朝食	380 円
2 段 階	820 円	390 円	昼食	665 円
3 段 階 ①	1,310 円	650 円	夕食	400 円
3 段 階 ②	1,310 円	1,360 円		
4 段 階	2,006 円	1,445 円		